

【追加交付申請にあたっての留意事項：パターン②】

●前提条件

令和8年1～3月に新規で開設した事業者、または、令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者

※事業完了の日から30日を経過した日又は令和8年9月20日のうちいずれか早い日までに実績報告を行っていただく必要があります。

実績報告時までには本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に交付を受けた交付金の返還が必要となります。

●交付金交付予定時期

令和8年8月下旬

●交付金額

以下により算定した金額。

事業者ごとの交付額＝基準月（※）の介護総報酬×交付率

●賃金改善及び職場環境改善の対象期間

基準月（※）から実績報告時まで

（※）基準月について

- ・令和8年1～3月に新規で開設した事業者 ⇒ 原則、初回サービス提供月（ただし、初回サービス提供月における総報酬額が著しく低い場合等においては、事業者の判断により2～3月の任意の月の総報酬を選択することも可能）
- ・令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者 ⇒ 令和8年1～3月の任意の月を各事業所にて選択

●交付申請受付期間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月7日（火）まで

●提出方法

以下の電子申請により申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19275

●提出書類（様式は県長寿社会課ホームページよりダウンロードいただけます）

- ・計画書（基本情報入力シート、第1号様式①、②、③）

※第1号様式① ⇒ 処遇改善加算対象サービスについて申請する場合

第1号様式② ⇒ 処遇改善加算対象外サービスについて申請する場合

- ・県税の納税証明書（納税義務を要しない場合は「納税義務がない旨の申立書」）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しをご提出ください。

●留意事項

- ・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する介護サービスの誤りがないようご確認ください。

申請いただいた内容で交付金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

(例) 事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更がないかご確認ください。

(介護予防)と付くサービスは、それぞれ別々に申請できますので、複数のサービスを申請される場合には、必ず分けて申請をお願いします。

- ・ご提出いただいたあと、事務局にて書類の内容を確認させていただきます。